

藤元議員 3点について質問させていただきます。最初に敬老の日のつどい・敬老祝金についてであります。9月10日、行政常任委員会が開かれ、議題の一つが敬老祝金等の改正についてでありました。町長からは、お年寄りに現金を配るのはバラマキだから A、B、C、D案を検討してほしいとの話でありました。本年6月議会で、住民福祉課長から来年度から変更をお願いするかもしれないとの話は聞いておりましたけれども、町長からその理由として、バラマキだからという発言を聞いてビックリされた議員さんも多いのではないのでしょうか。無駄な税金の使いかたや明らかに選挙目当ての施策に対し、バラマキ行政などと批判されることはありますが、この敬老祝金の支給はバラマキでしょうか。敬老祝金は、昭和45年に制定され、その後何度か改正されてきた牟岐町敬老祝金支給条例に基づき支給されているものであります。第1条には、「本町内に居住する高齢者に対し、長寿を祝福し、併せてその家庭の福祉の向上に寄与することを目的する」と書かれております。私は、議員をさせていただいてから14年余りになりますが、この敬老祝金の支給に対し、町民のみなさんから批判的な声を聞いたことはありませんし、歴代の町長からもバラマキ発言など1度も聞いたことがありません。ましてや、福井町長自身が、町長就任以来、毎年6月議会には敬老祝金や記念品の予算を提案し、自らも敬老の日のつどいで挨拶をしてきた経過があり、まさか町長の口からバラマキ発言を聞くとは思いませんでした。かつて、「貧乏人は麦を食え」「老人福祉は枯れ木に水をやるようなものだ」「補助金なんて砂漠に水を撒くようなものだ」などと発言した政治家もいますから、これが私の政治信条だというならそれは仕方ありませんけれども、バラマキ発言は、牟岐町の条例と今日までの牟岐町行政、牟岐町住民の努力を全否定するものだと思います。公式の場での発言ですので、公式の場で真意を質しておくのが良いと思います質問させていただきますが、牟岐町敬老祝金支給条例に基づく敬老祝金の支給は、今でもバラマキとの認識でしょうか。撤回して言い直す気持ちはありませんか。お伺いいたします。次に、提案された A、B、C、D案は、廃止を含む予算の削減案であります。確かに、地震津波対策としての小学校・保育所の移転など大型公共工事が続きましたし、今後も取り組まなければならない事業が続きますから、財政的には厳しい状況が続くとは思いますが、資料を議員の皆さんと町長にはお渡ししていると思いますが、これは、牟岐町の主要な施策、あるいは、24年度作成しました、第5期介護保険事業計画は、町が作った資料から抜粋したのですが、これを見る限りでは、29年度までしか人口推計がありませんけど、これを見る限りでは、これから75歳以上の老人が増えるということは認められないと。少々の誤差とか変動があると思いますが、これ以上、予算が大きくなるということは、爆発的に大きくなるということは考えられないのではないでしょ

うか。もちろん、「敬老祝金の支給が適当でない」と認めたときは、これを支給しない」と、条例第6条に謳われていますので、町長の判断で廃止ということも出来ますが、敬老の日のつどいも含め、長年、町行政と住民のみなさんが協力してここまで続けてきた牟岐町にとっては大事な事業だと思いますので、ぜひ続けていただきたいと思いますし、性急な対応をしない方が良いと思います。が、お考えをお伺いいたします。次に、敬老の日のつどいの存続についてであります。敬老祝金等の支給と同時にに行われている敬老の日のつどいも、準備をする町職員のみならず、お年寄りを会場まで運んでこられる家族、施設の職員、アトラクションに出場していただいている方など、多くの方々の協力で、ぬくもりと活力ある長寿社会の実現をめざし今日まで続けられてきました。先日、行われたつどいにおいて、町長は、長寿をお祝いし、長生きをして良かったと喜んでいただけるような町をつくるため努力をしたいと挨拶をされました。また、教育長、議長からも同様の挨拶がありました。あの挨拶を聞いて、戦争のこと、津波のことを思い出して涙ぐんでおられたお年寄りがいらっしゃるということをお聞きしております。つどいについては、今後も存続させていただきたいし、毎年同じ内容ではなく、もっと、お年寄りに主体的に参加してもらうとともに、成人式がそうであったように創意工夫し、充実させる必要があると思います。この件については、残念ながら行政内の意思統一ができておらず、町長は、存続したいような発言をするが、課長は、廃止の方針を書いた資料を提出するという具合で、行政常任委員会への提案としては、お粗末な提案でありました。この際、統一した方針を提案していただきたいと思いますがいかがでしょうか。次の質問に移ります。給食センターの調理業務の民間委託についてであります。この間、ごみ収集、火葬場の民間委託をすすめてきましたが、法的に許されるとしても、民間委託はしないで行政がしっかり責任を果たさなければならないのが、この教育にかかわる部門ではないかと思います。学校給食は、ただ単に食事を提供するというでなしに、学校教育の一環として行われているものであります。学校給食法第2条は、学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならないとして、1、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図ること。2、日常生活における食事について正しい理解を深め、健全な食生活を営むことができる判断力を培い、及び望ましい食習慣を養うこと。3、学校生活を豊かにし、明るい社交性及び協同の精神を養うこと。4、食生活が自然の恩恵の上に成り立つものであることについての理解を深め、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養うこと。5、食生活が食にかかわる人々の様々な活動に支えられていることについての理解を深め、勤労を重んずる態度を養うこと。6、我が国や各地域の優れた伝統的な食文化

についての理解を深めること。7、食料の生産、流通及び消費について、正しい理解に導くこと。と書かれております。いただいた資料、給食調理民営化についての質問と回答によれば、民営化しても何ら問題はないというふうに書かれておりますが、民営化で、あちこちで問題になっているのが、偽装請負、労働者派遣法違反の問題であります。簡単に言いますとAがBと請負契約を結ぶとします。しかし、実際の仕事でAの指示のもとBが仕事をするとなりますと、偽装請負、労働者派遣法違反という問題が起きてきます。給食の調理業務の民間委託の場合、学校栄養教諭が献立をし、食材を注文し、業者に指示をして調理をしてもらうわけでありますので、学校給食法にのっとり業者との関係を密にすればするほど偽装請負、労働者派遣法違反の問題が起こってまいりますし、逆の場合は、教育の場としての役割が果たせなくなる関係になるわけであります。したがって、私は、この調理部門の民営化はやるべきでないという立場ですが、法的問題が起きる可能性はないのかということ、まず最初にお伺いいたします。次に、今の質問と関連しますが、今回の民間委託にあたっての仕様書では、事業者に食育活動、見学者への対応、給食時間変更に対する協力などを求めています。これは強制力があるわけではないので、学校給食法第2条にいう目的が達成できる保証がなくなるということになるのではないのでしょうか。お伺いいたします。次に、学校給食調理等委託業務検討委員会が報告で、単なる経費節減の合理化とならないようにと、経費が節減できることを前提としたような書き方がされていますが、300に満たない調理数で、しかも、必要な人員を揃えてどれだけの経費が節減できるのか疑問に思いますが、どれだけの経費が節減できているのかお示しください。次に、いただいた資料によりますと、牟岐町学校給食センター委託業務事業者選定委員会設置要綱に町議を含めていますが、行政のチェック役が入るとするのは適当ではないと思いますけれどもいかがお考えでしょうか。次の質問に移ります。観光物産館の今後についてであります。この件については、税金の無駄遣いであるとか、場所を移動すべきだとか、議会でも町民のみなさんからいろいろな批判、心配の声があります。私は、6月議会の質問の中で述べたとおり、牟岐町の活性化を考えた場合、物産館の設置は必然性があつたし、問題点があれば、それは改善すれば良いことであって、もちろん、いくらでも経費をかけても良いということではありませんが、税金の無駄遣いという指摘は当たらない、町興しの経費だと考えるべきだという立場であります。そもそも、町興しという難しい課題ですので、1年や2年で目に見えるような成果を求めるのはどうかというふうに思っております。そんなに簡単なことなら、今までの行政がとっくの昔に成果を上げているはずであります。とにかく今は、芽生え始めた芽を大事に育てることだというふうに思います。6月議会で、町長から6月中に関

係者の会議を開き今後の方針を決めたい旨の発言がありました。どのような会議になったのかをお伺いして質問を終わります。

枅富議長 福井町長。

福井町長 藤元議員のご質問にお答えいたします。まず、敬老の日のつどいと敬老祝金についてでございます。平成23年度の東日本大震災を受け、牟岐町では来たるべき南海地震、あるいは南海トラフ地震の被害を最小限にすべく小学校と保育所の高台移転を進めてまいりました。また、現在、県立海部病院の高台移転も徳島県とともに進めております。この3つの大事業により今後牟岐町の財政は大変厳しい状況になることが予想されます。これらの事業を開始したものの責任として、当然、将来的な財政状況についても勘案すべきであり、将来の若者の負担を極力抑える対策を行うのが私の責任であると考えています。従って、今後、全ての事業について、必要性を精査すべきであり、これまでずっと継続してきた事業についても一度、現時点において必要な事業かどうか、基本的な見直しを行うべきであると考えております。議員ご質問の高齢者祝い金については、昭和45年に条例が制定されておりますが、当時の牟岐町内の高齢化率は12%、現在の42%と比較すると受給者の割合には大きな相違がございます。また、全国レベルの話してございますが、平成25年の年金受給額は、昭和45年の60倍となっており、高齢者人口が約4倍、消費者物価指数が約3倍となっていることを考慮しましても単純計算で現在の年金受給額は、昭和45年当時の約5倍となっております。そして、現在、75歳以上の方は、所得の多い方も少ない方も年齢に応じ一律に祝金を支給されており、政策や行政的な目的、あるいは支給の意味合いが、条例制定当時とは大きく異なっていると思います。一方、現在の牟岐町においては、若者の雇用の場が極端に少なく、将来的に高齢化率は一層大きくなることが予想されます。毎年、高齢化率が1%ずつ増えていく中、また、多くの若者が非正規労働者などとして低賃金にあえぐ中、この制度は、いつまでも続けられるものでないと思われます。私は、低所得にあえぐ町内の若者が気の毒でなりません。現在の高齢者の方が若い頃は、金の卵として、若い労働力が引っ張りだこでございましたが、今はブラック企業が若い者を使い捨てる事例が多く報告されています。若者が将来に希望を持てる牟岐町、若者が結婚し子育てができる雇用のある牟岐町、将来にツケを残さない牟岐町を切に希望いたしております。なお、バラマキ発言についてでございますが、これまで皆様方のご努力を考えれば、確かに不必要、不適切な発言だったと反省いたしております。しかしながら、私は、バラマキとは、政策も行政的な目的もない、支給される方の所得にも関係なく、個

人に給付されるものだと考えており、過去の給付時の目的とは別として、現在の祝金は、これに近いものであると考えており、財政縮減を図る中では、縮減の対象にあるものであると考えております。続きまして、給食センターの調理業務の民間委託についてでございますが、全員協議会でもご説明いたしましたように、今回の民間委託業務は、調理業務と給食室、食器等の衛生管理だけでございます。献立の作成から食材の購入及び食育指導は、これまでどおり学校栄養教諭等が行います。現在は、町は臨時の方を雇用し、調理を行っているわけでございますが、この調理業務を民間に委託し、できれば調理員を正規で雇用していただけることを期待いたしております。これまでも平成17年から21年度にかけて実施した牟岐町行政改革大綱集中プランでは、民間委託等の推進を掲げ、住民サービスの向上と業務の効率化のために民営化、民間委託、指定管理制度等の活用を図ってまいりました。特に家庭ごみの回収、学校給食、貝の資料館等の管理は、平成21年度を目標に準備を進めるとしていたことから、以後、現業部門の新規採用は止め、退職者の補充は臨時職員で行ってまいりました。従って、現在は、ほとんどの調理員を臨時で雇用し、毎年更新している状況でございます。昨年度改正されました改正労働契約法の趣旨からすれば、好ましい雇用形態ではございません。このようなことから、先に述べましたように調理部門を民間に委託することにより、雇用の改善を行っていただくとともに、本来町として人的に適正な運用をする場合に比べ大幅な経費の削減を図れると考えております。次に物産館の今後についてでございますが、観光物産館の今後の運営方針でございますが、現在、収益の割に家賃等が高く、運営の目的が果せていないと思われることから、できるだけ経費のかからない所にできれば今年度中に移転したいと考えてございます。以上でございます。

枡富議長 木村教育次長。

木村教育次長 先ほどの藤元議員の給食センターの業務の民間委託について、それぞれについて町長の補足として答弁させていただきます。まず、学校給食は、学校教育の一貫として行われているものであり、民間委託をしてはいけない部分ではないかとのことでございます。平成20年、21年に改正されました、食育基本法と学校給食法で、学校給食を活用した食育に関する実践的な指導を行うことと、食育推進の必要性が示され学校給食の重要性は増しておりますが、その学校給食の運営について、民間委託を行うことを否定しているものではございません。町直営であるか、民間委託であるかではなく、学校給食が安全で安心した給食を提供することと充実した食育指導を行うことができれば運営体制に問題はないと考えております。町直営で将来に亘って安定的に給食

を提供するためには、正規職員として全ての給食調理員を雇用する必要があると思いますが、費用が大きすぎます。調理員を臨時職員として雇用する場合は、継続して雇用することが困難なため、人の入れ替えるときに労働力の効率性、安全な調理体制の低下は免れません。また、調理員の能力向上のための研修制度も町直営の中にはノウハウが少なく、調理員の業務能力向上に時間がかかり過ぎるところがございます。以上のことから民間委託することにより人件費が現在よりも抑えられること。また、調理員の研修制度も整った民間企業の技術を取り入れることで、質の高い学校給食の提供ができると考えております。次に民間委託により偽装請負、労働者派遣法違反が問題になることがあるが、クリアできるかとのことでございますが、ご質問の内容は給食調理員の業務は、労働者派遣法の派遣期限の指定のない26業務に該当しないため、労働力を提供する派遣形態の雇用になれば法律違反になること。それを逃れるために請負契約の形態を取ってごまかしながら雇用することについての確認ができるのかといった趣旨であると考えます。牟岐町として法律違反をして雇用契約は当然いたしません。派遣法の趣旨を順守して労働者が不利益にならないように請負契約に基づいて業務を進めてまいります。具体的には調理業務について、献立及び調理食数が決まれば、請負業者担当者と業務計画の打ち合わせを行いまして、業者が策定した内容について学校栄養教諭が確認する。その後、調理業務について請負契約に基づいて、請負業者に調理をしていただきます。調理内容に問題がある場合は、請負業者担当者と協議を行い、改善する必要がある場合は、請負業者責任者が調理員を指導します。直接、学校栄養教諭が日常的に調理員に指導した場合は、調理業務が業者との請負契約によつての業務形態でなく、労働者を提供した調理員を派遣した業務形態になり、法律違反となるため、現場でも業務内容を確認して法律違反にならないようにしてまいります。給食食数が多い給食センターで施設が広く調理員の人数が多いところでは、請負業者担当者が見つからず、直接発注者が調理員を指導するということもあるようでございますが、問題となることがありますが、建設中の現在の学校給食センターにおきましては、面積も小さく人員も少ないことから請負業務担当者にすぐ指導できることから問題が起きにくいと考えております。但し、給食の安全性など衛生的な問題で緊急を要するものにつきましては、その場での指導は必要と考えております。それから、仕様書では、事業者に食育、見学等の協力を求めているが、今までどおりできる保障はないのではないかとこのことでございます。食育指導及び食育の推進事業につきましては、今までどおり学校栄養教諭が行ってまいります。今までの食育教育の質が落ちることはございません。むしろ民間企業の食育推進事業のノウハウを導入することによりまして、今以上の効果が得られると期待しております。委託業者を選定する上、食育教育の推

進への内容が業者選定の基準になっておりますから、委託業者はその説明した食育教育推進内容を守ることは、契約したことになりますので、確実に契約内容を履行しているか、給食運営委員会などで委託業者の業務内容について確認をしてまいります。経費の削減についてでございますが、無駄な経費削減は行政として当然必要でございますが、今回、給食調理の民間委託の内容は、学校給食ですので、安全、安心な給食の提供をする上で極端な経費削減はできませんが、昨年度、24年度実績から考えますと、大まかではございますが、4,000千円から6,000千円の削減になると考えております。委託業者選定委員会に町議を含めるのは適当かとのことでございます。町議会議員の皆様は、町民の代表でございます。個人的な考えで業者選定を行うことはないと考えております。また、今回、選定委員に予定していただいております、町会議員の方につきましては、給食調理業務の民間委託の方針を決めるための検討委員会の委員長をしていただいた方を予定しております。検討委員会は給食の民間委託の必要性、方向など、今回の事業の当初から保護者代表、学校関係者など意見を聞いていただきながら、給食調理業務の民間委託についての提言を取りまとめていただいた方になります。今までの検討事項、保護者の意見など行政が今回の業務で確約したすべてのことについてご存知の方となります。業者選定にあたりまして、約束した内容が守られるような業者選定ができているか確認していただくためにも必要な方であると考えております。以上でございます。

枅富議長 福井町長。

福井町長 1つお答えできていませんでしたので、お答えさせていただきます。敬老の日のつどいに関することでございますが、多年にわたり社会に尽くしてきた老人を敬愛し、長寿を祝うことを目的とした敬老の日がございますように、この敬老の日に合わせ、これまでのご労苦をねぎらい、長寿を祝うイベントは社会的な行事として必要なものであると考えております。しかしながら、私は個人的には、喜寿、米寿、白寿など、単に節目の方だけを主に祝うのではなく、本来は小中学生をはじめ多くの町民が参加し、子ども見守り隊等、これまでの高齢者の方のご労苦や各個人のご功績を町民全体で祝うべきであると思います。議員ご提案のように、これからは旧態依然とした式典を重ねるのではなく、その時代時代に必要な意味のあるイベントを工夫してまいりたいと考えております。以上でございます。

枅富議長 岩田住民福祉課長。

岩田住民福祉課長 藤元議員の敬老の日のつどい、敬老祝金についての部分で

補足説明をさせていただきます。この補足説明の前に議員の方からもありましたように、この条例につきましては、昭和45年4月に牟岐町敬老年金支給条例というものができており、このときに85歳以上の高齢者に対し2千円支給するというところから始まっておりまして、翌年の46年になり、85歳を75歳に改めております。それから、50年になりまして、75歳以上2千円につきまして、その部分を各年齢ごとの細分化を図り、75歳から85歳については3千円、85歳から90歳未満については5千円、90歳以上については1万円という形の段階的な敬老年金の支給がこの時から始まっております。平成2年6月につきましては、条例の一部改正で、これは9月15日を9月中という文言の訂正だけでございます。平成3年につきましては、90歳以上をさらに細分化しまして、90歳以上1万円を90から100歳を1万円、100歳以上を10万円という形に変えており、15年の3月になり100歳以上10万円を100歳以上5万円に変えております。それから、17年6月に、これは私が担当しましたが、敬老年金という名称はそぐわないのではないかとということで、17年から敬老年金支給条例というのを敬老祝金支給条例に改正をして、さらに財政的な一面がありましたので、75歳から85歳が3千円、85歳から90歳までが5千円、90歳から100歳が1万円、100歳以上5万円を改正しまして、今の現在に至っております。それと、75歳以上の人口でございますが、このときに私の方も人口動態の積算をいたしまして、平成35年の予測を立てております。この35年につきましては、75歳から79歳が10年後のことですので、幅をもたせてありますが、364人から398人、80歳から84歳につきましては、313人から357人、85歳から89歳が275人から297人、90歳から94歳が140人から161人、95歳から99歳が61人から70人、100歳以上につきましては、5人から10人と、この分については幅がありますが、人数的に少ないので率的には問題がないかと思われます。この75歳以上の合計が1,158人から多めの予測で1,293名ということで、やはりこれから増えていくという傾向でいいのではないかと。その中で総人口に占める割合につきましては、今の率から比較して10%ほど伸びるようにはなっております。それで3点目のつどいの継続そのものについても行政内の意思統一ができていないようだという、この部分でございますが、この部分につきましては、委員会の席上で私が廃止という部分の発言が波紋をよんでいるようですが、あくまでも方向性を示したものであり廃止が全てという形では考えておりません。ただ、今年のイベントの参加者、数えますと90名を切るような状況でしたので、これについては、昨年度も同様の参加ということで、やはり同じようなイベントをしているというところもあり、この分については検討を重ねていかなければいけないのかという考え方

であります。先ほど、町長もありましたように成人式のように創意工夫をし、という部分は、十分考慮しながら、これから今後において検討してまいりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上です。

杣富議長 久米産業課長。

久米産業課長 私からは、観光物産館、千年サンゴの里に関するご質問について補足を少しさせていただきたいと思います。ご質問がありました、ミーティングでございますが、6月議会終了後の6月25日の火曜日、施設の休館日でございます。その日に商工会、スタッフ、行政を招集いたしまして、ミーティングを行いました。それぞれの立場から意見を出し合いまして、既存事業の総括、今後の取り組み等について協議をいたしました。大小合わせて、さまざまな意見が出されたわけでございますが、最終的に本来の事業の目的を達成するために、この事業に関わる者全てが事業の目的、ビジョンの形成、そういった過程と目的意識とかであるとかの明確な意識の共有が重要であるところ、それが十分にできていなかったのではないかという問題点を全員で共通認識いたしました。企画から事業の設計、実施まで密度の高い連携をもってあたることで、事業効果を引き出していきたいというふうに考えております。目に見える効果が出ておりませんことから、多くのご心配、ご批判をいただいている事業でございます。ただ、取り組みの方向性は間違っていないというふうに考えております。主役である住民の皆さんが意欲を持って参画してくださる。また、そこに行政の立場で支援を行える、そのような事業づくりを目指しております。ただ、事業継続に要するコストは、大きな問題でございますので、移転も含めて今後考えていきたいと考えております。簡単ですが、以上でございます。

杣富議長 藤元議員。

藤元議員 質問の中でも申し上げましたけれども、大型工事をやってまいりましたので、財政的には非常に厳しい、節約できるところは節約しなければいけない。町長も当然、そんなことは考えなければいけないことでありますけれども、先ほどの話を聞いておりますと、これは行政常任委員会でも申し上げましたけれども、青年、若い人と老人対策、対立させて考えるというようなところがあると思うのです。もちろん、若者の対策も大事だし、老人の対策も大事なわけで、これはどっちが大事だということではなしに、両面、全面的に考えていく必要があるというふうに思っております。従って、この敬老祝金の問題は、あなたがこの間のつどいの挨拶で述べたように、長年に亘って、今のお年寄りというのは、戦争、津波なんかも体験しながら、牟岐町を支えてこられた、非常

に私たちにとっては大事な人であるわけでありまして、個人個人にとっては、3千円とか5千円という額ですので、これはできるだけことはしなければいけないと。せっかく今まで続いてきたことでありますので、続けていただきたいというように思います。先ほど、岩田課長の方から平成35年までの人口推移の話がありましたけども、私が先ほどもお示ししましたけども、これで見ますと急激に人口が増えるということではありませんで、これを見る限りでは、しばらくは75歳以上減少するということになっております。減少傾向でありますので、財政的に、特に急に大きくなるという問題ではないと思いますので、性急に結論を出すのではなしに、しばらくこのまま続けたらどうかというふうに思いますけども、見解を伺いたいというふうに思います。それと、つどいそのものを続けるかどうかということは、いろいろ言われましたけども、いろいろ工夫して今までどおり続けていくと、こういうふうに確認をさせていただいたらいいでしょうか。それを伺います。前後しましたけども、バラマキ発言は間違っていたと、撤回するということで確認をさせていただいていいですね。それから、給食センターの業務民間委託の件ですが、法的にはかまわないということをおもそういう認識でありますけども、先ほどから申し上げましたように、実際にやり始めると、どうしても栄養教諭と実際に仕事をしているところの連携を強化しなければいけないと、そういうことになってくると、偽装請負とか労働者派遣法の違反の問題が出てくるだけに非常にこれは難しいわけですね。実際はね。それと、そこらは十分注意していただきたいと思うのですが、実際に始まりますと、例えば、事業者に食育の問題で教育を求めるとか、見学、今回いついつ見学したいとかいうふうなことが出てきますよね。だけど、民間企業ですので、今は忙しいのでやめてくれとか、今だったらそういうことが簡単にできるわけですけど、今後そういう問題が起こってくるだろうと、それは契約するときはやりますということだと思いますけど、仕様書に沿ってやりますということで契約になると思うのですが、実際に仕事を始めると、なかなか民間業者でそんなに余裕があるわけではありませんで、こういう問題もおそらく起こってくると思うのですが、そこらは現実問題として十分、先ほども話がありましたけども、委員会でも検討もさせていただいてということになるかと思うのですが、4,000千円から6,000千円削減できるという話で、それはこれからの経過を私達も注目して見ていきたいというふうに思います。それが気になっていたのが、どうもそうしたら今までの調理業務はまずかったのかと、何か効率化を図れるとかいうでしょ。今までの調理員の皆さんの働きが悪かったのかと、そういうふうに思わないのですが、どうも聞いているとそういうふうに聞こえてくるのですが、新しいこういう委託業務に入るためにそういう言い方をしているのかなと思ったりもしますが、今

までそういう調理上、問題があったとかいうことはないのでしょ。これは調理員の名誉のためにお聞きしております。以上、再問いたします。

枅富議長 福井町長。

福井町長 高齢祝金の継続についての再問ということでお答えいたします。まず、高齢者の施策と若者の施策と対立して考えるべきではないというふうなお答えなのですが、現在の予算のツケが後にまわるという意味での対立と言いますか、いま節減しておかないと、後で現在の若者が苦労しなければならないという意味で、そういうふうな話し方になってまいります。できれば私も財政的に問題がなければ、当然のことながら継続したいのですが、現時点で考えておりますのは、削れるものは、今の時点で再度検討してみたいということで、こういうふうな課題というか、問題が出てきております。今後、議員の皆様方にご相談しながら進めてまいりますので、議員の皆様方は続けるということであつたら、私は何ら依存ございません。それと、バラマキ発言でございますけれども、このバラマキという言葉は、極端な大雑把な雑な言葉でございますが、何もこの言葉を使いたいということで使ったのではございません。行政の政策として一般的に子どもを増やしたいからこういうことをするとか、そういうふうな目的があるのですが、高齢者祝金の場合は、そういうような目的が非常に少ないと言いますか、ただ、ある一定の年齢になったから祝うというただの祝金ということなので、祝金でなくて本来だったら記念品とかお祝いするというところでいいのではないかとということで、これを対象にしていたわけでございます。給食センターのことについては、教育委員会の方からお答えいたします。

枅富議長 木村教育次長。

木村教育次長 先程の藤元議員の現に調理業務内において、いろいろなことがあつたのではないかとこのところでございますが、現時点では正規職員が2名、臨時職員3名、また、代替職員さんもおいでです。そういった中で臨時職員さんにおかれましても、初めての方とか、今まで長い方とか、そういった関係で、やっぱり最初の方は慣れていないものだから、仕事が遅いとか、そういうちょっとした人間関係と申しましょうか、そういう小さいような不満は確かにございました。あくまでそういった方々を研修する場という形も会社としては取っていただけないのではないかと、今の段階におきましては、入ってきたあくまで正規の職員2名が指導していくことになるのですが、その方々につきましても、それぞれ業務もしておりまして、なかなか休み時間にこのようにした

方が良いよ、この方が早いよという指導ぐらいしかできないというような現状でございます。

枅富議長 藤元議員。

藤元議員 バラマキ発言については、6月議会でしたか、堤議員から政治家云々の話しになりましたね。町長は、私は政治家になるつもりはなかったとかいう発言に対して、政治家ではないかという話を堤議員の方からありましたけども、やっぱり発言は気を付けていただきたいと思うのです。バラマキなんて言わなくても、さっき言われたように財政が厳しいから削れるところは削りたいと、検討して欲しい。そう言えば済む話しを祝金はバラマキだ。そういう発言は問題ですよ。町民の皆さんに町長がこんなのを言っていたと言ったら怒られますよ、本当に。それは撤回するということなので、今後気を付けていただきたいなというふうに思います。それから、さっき少し漏れたのですが、委託業者選定委員会の町議を選任する話しですが、事情をよく知っているからという話しであったと思いますけど、それはやっぱり行政と、それをチェックする側、仕事はきっちり分けていた方がいいと思うのです。そういう今まで議論してきたことなんか、議事録を見たら分かりますし、他にもいるわけですので、議員をこれに業者選定どうするかという場に入れるというのは問題ではないかと、それは再考して欲しいなと思うのですが、そういう考えはありませんか。

枅富議長 要望で終わりですね、答弁。

藤元議員 はい、終わりです。答弁したら終わりです。

枅富議長 木村教育次長。

木村教育次長 一応、この形で、全協で確認していただいておりますので、このままでいかせていただければと思っております。

藤元議員 はい。

枅富議長 藤元議員の一般質問を終わります。